白岡市議会議員政治倫理条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、白岡市議会議員（以下「議員」という。）が、市民の厳粛な信託を受けた公職にあることを自覚し、市民の代表者として、また市民全体の奉仕者として、高い倫理観と良識をもって公正かつ誠実に職務を遂行することにより、議会に対する市民の信頼を確保し、もって清廉で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第２条　議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する高い倫理観が必要であることを自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

２　議員は、議員相互の尊重と協調をもって議会活動に当たらなければならない。

（市民の責務）

第３条　市民は、主権者であるという自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準）

第４条　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

⑴　その職務に関して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

⑵　その地位を利用して不当な金品を授受しないこと。

⑶　市が行う許可、認可その他の処分、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者の指定若しくは行政指導又は市及び市の事業と密接な関係を有する団体として議長が定めるもの（以下「関係団体」という。）が行う請負その他の契約に関して、その地位を利用して不当に特定の者に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。

⑷　市及び関係団体の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

⑸　市及び関係団体の職員の人事（職員の採用、昇任、転任等をいう。）に関して、特定の個人が有利又は不利になるよう働きかけをしない

こと。

⑹　ハラスメント行為、誹謗中傷、差別その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

⑺　発言又は情報発信は、公人としての自覚及び責任をもって行い、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。

（宣誓書の提出）

第５条　議員は、この条例を遵守する旨の宣誓書を議員の任期開始後速やかに議長に提出しなければならない。

（審査の請求）

第６条　市民又は議員は、議員が第４条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、これを証する資料を添えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の連署をもって、その代表者（以下「審査請求代表者」という。）から議長に対し、同条に違反する行為の存否に係る審査の請求（以下「審査の請求」という。）をすることができる。

⑴　市民による審査の請求　市の選挙人名簿に登録されている者の５０分の１以上の連署（氏名、住所及び生年月日を記載した連署をいう。）

⑵　議員による審査の請求　複数の会派からの議員２人以上の連署

２　審査の請求は、当該審査の請求に係る行為があった日の翌日から起算して１年を経過したとき、又は当該行為をした議員がその職を失ったときは、することができない。

３　議長は、審査の請求があったときは、当該審査の請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）へ審査の請求があった旨を通知するものとする。

（政治倫理審査会）

第７条　議長は、審査の請求があったときは、白岡市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査の請求に係る審査を審査会に付託するものとする。

２　議長は、前項の規定により、審査を審査会に付託した場合は、当該審

査の請求の審査請求代表者に通知するものとする。

3　審査会は、委員１０人以内をもって組織する。

4　審査会の委員は、審査対象議員及び前条第１項の規定により審査の請求をした議員を除いた議員のうちから議長が公正を期して選任する。

5　委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議長に報告した日までとする。

6　審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

7　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

8　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（審査会の審査）

第８条　審査会は、当該審査会に付託された審査の請求の内容について、第４条に規定する政治倫理基準に違反する行為の存否を審査するものとする。

2　審査会の会議は、会長が招集する。

3　審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4　審査会の議事は、会長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5　審査会は、審査対象議員及び関係者に対し、事情聴取、資料の提出要求その他の必要な調査を行うことができる。

6　審査会は、審査を行うため、専門的知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。

7　審査会は審査対象議員に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。

8　審査会は、公開とする。ただし、出席した委員の３分の２以上の同意を得て非公開とすることができる。

９　審査会は、審査対象議員が議員の身分を失ったときは、審査を終了する。ただし、必要と認めた場合は、審査を継続することができる。

（審査対象議員の協力義務）

第９条　審査対象議員は、審査会の求めがあるときは、当該審査に必要な資料を提出し、会議に出席しなければならない。

２　審査会は、審査対象議員が審査に協力せず、又は虚偽の報告等をしたときは、その旨を公表するものとする。

（審査結果の報告）

第１０条　審査会は、第８条による審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を書面により報告しなければならない。

２　議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに審査請求代表者及び審査対象議員へ通知し、これを公表するものとする。

（措置及び公表）

第１１条　審査対象議員は、自己に関する審査の結果において、自己の行為が第４条に規定する政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、第１条の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

２　議長は、審査対象議員が前項の措置を講じないとき又は講じていないと認められるときは、議会の名誉及び品位を守り、並びに市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとし、速やかに審査請求代表者及び審査対象議員へ通知するものとする。

３　議長は、前２項の規定による措置について、これを公表するものとする。

（議長職務の代行）

第１２条　議長が審査対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員となったときは議会運営委員長、年長議員の順でこの条例（第１４条を除く。）に規定する議長の職務を執り行うものとする。

（条例の見直し）

第１３条　議会は、社会情勢の変化等により必要があると認めるときは、

この条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（適用区分）

２　第６条第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた議員の行為について適用する。

（経過措置）

３　この条例の施行の際現に在任する議員は、施行日から起算して３０日以内に、第５条に規定する宣誓書を議長に提出しなければならない。